

ハンガリー
商品及びサービスの分類
二一ス協定に基づく商品及びサービス分類一覧の類見出し
(1996年第7版に基づくもの)

目次
商品
第1類
第2類
第3類
第4類
第5類
第6類
第7類
第8類
第9類
第10類
第11類
第12類
第13類
第14類
第15類
第16類
第17類
第18類
第19類
第20類
第21類
第22類
第23類
第24類
第25類
第26類
第27類
第28類
第29類
第30類
第31類
第32類
第33類
第34類

サービス

第 35 類

第 36 類

第 37 類

第 38 類

第 39 類

第 40 類

第 41 類

第 42 類

商品

第1類

工業，科学及び写真並びに農業，園芸及び林業に使用する化学品。未加工の人造樹脂，未加工のプラスチック。肥料。消火剤。焼戻し及びはんだ付け用剤。食品保存剤。なめし剤。工業用接着剤

注釈

第1類には，主として，工業，科学及び農業に使用する化学品(他類に属する製品を作るのに用いられるものを含む。)が含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- 堆肥
- 食品以外の物の保存用塩

本類には，特に，次が含まれない。

- 生の天然樹脂(第2類)
- 医学用化学品(第5類)
- 殺菌剤，除草剤及び有害動物駆除剤(第5類)
- 文房具用又は家庭用の接着剤(第16類)
- 食品保存用塩(第30類)
- わらマルチ(第31類)

第2類

ペイント，ワニス，ラッカー。防錆剤及び木材の腐蝕及び品質低下防止剤。着色剤，媒染剤。生の天然樹脂。塗装工，装飾家，印刷工及び美術家用の箔状及び粉末状の金属

注釈

第2類には，主として，ペイント，着色剤及び腐食に対する保護用の調製剤が含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- 工業，手工芸及び美術に使われるペイント，ワニス及びラッカー
- 衣類用染料
- 食品及び飲料に使われる着色剤

本類は，特に，次が含まれない。

- 未加工の人造樹脂(第1類)
- 洗たく用青み付け剤(第3類)
- 化粧染料(第3類)
- 種子用媒染剤(第5類)
- 絵の具箱(学校用品)(第16類)
- 絶縁用ペイント及びワニス(第17類)

第3類

漂白剤及びその他の洗濯用剤。清浄用，つや出し用，擦り磨き用及び研磨用剤。石鹼。香料，精油，化粧品，ヘアローション。歯みがき

注釈

第3類には、主として、清浄剤及び洗面用品が含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 身体用脱臭剤
- トイレタリー用品である衛生用剤

本類には、特に、次は含まれない。

- 化学煙突清掃剤(第1類)
- 製造工程で使用する除グリース剤(第1類)
- 身体用以外の脱臭剤(第5類)
- 磨き石及び砥石(手持ちの工具)(第8類)

第4類

工業用油及びグリース。潤滑油。塵を吸収し、湿らせ、結合させる組成物。燃料(内燃機関用燃料を含む。)及び発光体。ロウソク、灯芯

注釈

第4類には、主として、工業用油及びグリース、燃料並びに発光体が含まれる。

本類には、特に、次が含まれない。

- 一定の特殊な工業用油及びグリース(アルファベット順商品一覧参照)

第5類

薬剤、獣医用薬剤及び衛生用剤。医療用栄養剤、幼児用食品。膏剤、包帯用品。歯の充てん用材料、歯科用ワックス。消毒剤。有害動物駆除剤。殺菌剤、除草剤

注釈

第5類には、主として、薬剤及びその他の医療用剤が含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 医療用及び身体衛生用の衛生剤
- 身体用以外の脱臭剤
- 医療用のタバコ以外のシガレット

本類には、特に、次が含まれない。

- トイレタリー用品である衛生剤(第3類)
- 身体用脱臭剤(第3類)
- 支持包帯(第10類)

第6類

一般金属及びその合金。金属製建築材料。運搬可能な金属製建築物。鉄道線路用金属材料。一般金属の非電氣的ケーブル及びワイヤ。鉄器類、小さな金物。金属製の管及びチューブ。金庫。他類に属さない一般金属商品。鉾石

注釈

第6類には、主として、未加工及び半加工の一般金属並びにこれらから作られた簡単な製品が含まれる。

本類には、特に、次が含まれない。

- ボーキサイト(第1類)

- 水銀，アンチモン，アルカリ性及びアルカリ土類金属(第 1 類)
- 塗装工，装飾家，印刷工及び美術家用の箔状及び粉末状の金属(第 2 類)

第 7 類

機械及び工作機械。原動機及びエンジン(陸上の乗物を除く。)。機械用の継手及び伝導装置の構成部品(陸上の乗物を除く。)。手動以外の農業用器具。ふ卵器

注釈

第 7 類には，主として，機械，工作機械，原動機及びエンジンが含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- (すべての種類の)原動機及びエンジンの部品
- 電気掃除器及び装置

本類には，特に，次が含まれない。

- 一定の特殊な機械及び工作機械(アルファベット順商品一覧参照)
- 手動の手持ちの工具及び器具(第 8 類)
- 陸上の乗物用原動機及びエンジン(第 12 類)

第 8 類

手持ちの工具及び器具(手動のもの)。刃物類。携帯用武器。かみそり

注釈

第 8 類には，主として，各職業において道具として使用される手動の器具が含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- 貴金属の刃物
- 電気かみそり及びバリカン(手持ちの器具)

本類には，特に，次は含まれない。

- 一定の特殊な器具(アルファベット順商品一覧参照)
- 工作機械及び原動機で動かす器具(第 7 類)
- 外科用刃物類(第 10 類)
- ペーパーナイフ(第 16 類)
- フェンシング用武具(第 28 類)

第 9 類

科学，航海，測量，電気，写真，映画，光学，計量，測定，信号，検査(監視)，救命及び教育用の装置並びに器具。音声又は映像の記録，送信又は再生用の装置。磁気データ・記録媒体，記録用ディスク。自動販売機及び硬貨作動機器の機械装置。金銭登録機，計算機，データ処理機器及びコンピュータ。消火装置

注釈

本類には，特に，次が含まれる。

- 試験所における科学的研究のための装置及び器具
- 測定及び命令伝達のための装置及び器具等の船舶を制御するための装置及び器具
- 次の電気装置及び器具

(a) 電気はんだごて，電気アイロン等の一部の電熱器具及び装置。これらが電気によるもの

でない場合は第 8 類に属する。

(b) 電気によるものでない場合は他の各類に記載される装置及び考案。例えば、電氣的に温める衣類、自動車用シガー・ライター

- 分度器
- パンチカード事務機
- テレビ受信機専用の娯楽装置

本類には、特に、次は含まれない。

- 次の電気装置及び器具

(a) 台所用の電気機械装置(食品用ひき器及び攪拌器、果物絞り器、電気コーヒー豆ひき器等)並びに第 7 類に該当するもので電動機により動く一定の他の装置及び器具

(b) 電気かみそり及びバリカン(手持ちの器具)(第 8 類)

(c) 電気歯ブラシ及びくし(第 21 類)

(d) 局所加熱若しくは液体加熱のための又は調理、換気等のための電気装置(第 11 類)

- 時計及びその他の精密測時装置(第 14 類)
- 制御時計(control clocks)(第 14 類)

第 10 類

外科用、内科用、歯科用及び獣医科用装置及び器具並びに義肢、義眼及び義歯。整形外科用品。縫合用材料

注釈

第 10 類には、主として、医療装置、器具及び物品が含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 医療用の特別の備品
- 衛生用ゴム用品(アルファベット順商品一覧参照)
- 支持包帯

第 11 類

照明、加熱、蒸気発生、料理、冷却、乾燥、換気、給水及び衛生用装置

注釈

本類には、特に、次が含まれる。

- 空調装置
- 電気又は非電気のベッド保温器、湯たんぽ、寝床用あんか
- 非医療用の電気で温めるクッション(当て物)及び毛布
- 電気湯沸し
- 電気調理器

本類には、特に、次が含まれない。

- 蒸気生成装置(機械の部分)(第 7 類)
- 電気により温める衣類(第 9 類)

第 12 類

乗物。陸上、航空又は水上の移動用の装置

注釈

本類には、特に、次が含まれる。

- 陸上の乗物用の原動機及びエンジン
- 陸上の乗物用の軸継ぎ手及び伝導装置の構成部品
- エアクッションの乗物

本類には、特に、次が含まれない。

- 乗物の一定の部品(アルファベット順商品一覧参照)
- 鉄道用金属材料(第6類)
- 陸上の乗物用以外の原動機、エンジン、軸継ぎ手及び伝導装置の構成部品(第7類)
- (あらゆる種類の)原動機及びエンジンの部品(第7類)

第13類

火器。弾薬及び発射体。爆発物。花火

注釈

第13類には、主として、火器及び花火製品が含まれる。

本類には、特に、次が含まれない。

マッチ(第34類)

第14類

貴金属及びその合金並びに貴金属製品及び貴金属被覆品で他類に属さないもの。宝石、貴石。

時計及びその他の精密測時装置

注釈

第14類には、主として、貴金属、貴金属製品並びに、一般的に、宝石及び時計が含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 宝石(すなわち、模造宝石並びに貴金属製及び貴石製の宝石)
- カフスポタン、ネクタイピン

本類には、特に、次が含まれない。

- 一定の貴金属製の製品(機能又は目的によって分類される。)。例えば、塗装工、装飾家、印刷工及び美術家用の箔状及び粉末状の金属(第2類)、歯科医用の金アマルガム(第5類)、刃物類(第8類)、電気接触子(第9類)、金のペン先(第16類)
- 貴金属製でない美術品(素材によって分類される)

第15類

楽器

注釈

本類には、特に、次が含まれる。

- 自動演奏ピアノ及びその付属品
- オルゴール
- 電気及び電子楽器

本類には、特に、次が含まれない。

- 音声の記録、送信、増幅及び再生用の装置(第9類)

第 16 類

紙，厚紙及びこれらの材料から作った商品(他類に属さないもの)。印刷物。製本用材料。写真。文房具。文房具用又は家庭用の接着剤。美術家用材料。絵筆。タイプライター及び事務用品(家具を除く。)。教育用材(装置を除く。)。梱包用プラスチック材料(他類に属さないもの)。遊戯用カード。印刷用活字。印刷版木

注釈

第 16 類には，主として，紙，紙製品及び事務用品が含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- ペーパーナイフ
- 複写機
- 包装及び梱包用のプラスチックのシート及び袋

本類には，特に，次が含まれない。

- 紙及び厚紙から作った一定の商品(アルファベット順商品一覧参照)
- 絵の具(第 2 類)
- 美術家用手動工具(たとえば，へら，彫刻刀)(第 8 類)

第 17 類

弾性ゴム，グタペルカ，粘性ゴム，石綿，雲母及びこれらを材料とする商品で他類に属さないもの。製造用に押し成形されたプラスチック。パッキン，充てん及び絶縁用材料。金属製でないたわみ管

注釈

第 17 類には，主として，電気，熱及び音響の絶縁材料及びプラスチックであって板状，塊状及び棒状で製造に用いられるものが含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- タイヤを更正するための弾性ゴム材
- 弾性ゴム又はプラスチックの詰め物用材料
- 浮動汚染防止障壁

第 18 類

皮革及び皮革模造品並びにこれらを材料とする商品であって他類に属さないもの。獣の皮。トランク及び旅行鞆。傘，日傘及び歩行用杖。むち及び馬具

注釈

第 18 類には，主として，皮革，皮革模造品，他類に属さない旅行用品及び馬具が含まれる。

本類には，特に，次が含まれない。

- 衣料，履物，かぶり物(アルファベット順商品一覧参照)

第 19 類

建築材料(非金属製)。非金属製建築用硬質管。アスファルト，ピッチ及び瀝青(bitumen)。非金属製移動可能な建築物，非金属製の記念碑

注釈

第 19 類には，主として，非金属製建築材料が含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 半加工木材(たとえば、梁、厚板、パネル)
- 化粧板
- 建築ガラス(たとえば、床板、ガラススタイル)
- 道路表示用ガラス細粒
- 石造りの郵便ポスト

本類には、特に、次が含まれない。

- セメント保存剤及びセメント防水剤(第1類)
- 防火剤(第1類)

第20類

家具、鏡、絵画用額縁。他類に属さない木材、コルク、アシ、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、琥珀、真珠母、海泡石及びこれら材料の代用品から成る又はプラスチックから成る商品

注釈

第20類には、主として、家具及びその部分並びに他類に属さないプラスチック製品が含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 金属家具及びキャンプ用備品
- ベッド具(たとえば、マットレス、スプリングマットレス、枕)
- 姿見及び着付け鏡又は化粧鏡
- 非金属製の登録ナンバープレート
- 非金属製又は非石造りの郵便ポスト

本類には、特に、次が含まれない。

- 一定の特殊な種類の鏡。その機能又は目的によって分類される(アルファベット順商品一覧参照)

- 試験所用の特殊な備品(第9類)
- 医療用の特殊な備品(第10類)
- ベッド用リネン(第24類)
- 羽布団(第24類)

第21類

家庭用又は台所用器具及び容器(貴金属又はそれで被覆されたものでないもの)。くし及びスポンジ。ブラシ(絵筆を除く。)。ブラシ製造用材。清浄用物品。スチールウール。未加工又は半加工ガラス(建築用ガラスを除く。)。他類に属さないガラス、磁器及び陶器製品

注釈

第21類には、主として、家庭用及び台所用の小型の手動器具及び装置並びにトイレ器具、ガラス製品及び磁器製品が含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 家庭用及び台所用の器具及び容器。たとえば、台所器具、バケツ、鉄、アルミニウム、プラスチック又は他の材料による鍋、みじん切りにしたり、挽いたり、押したりなどするため

の小型の手動装置

- 貴金属製でない口ウソク消し
- 電気くし
- 電気歯ブラシ
- 皿立て及びデカンター立て

本類には，特に，次が含まれない。

- 一定のガラス製，磁器製及び陶器製の商品(アルファベット順商品一覧参照)
- 洗剤，石鹼等(第 3 類)
- みじん切りにしたり，挽いたり，押しなどするための小型の電動装置(第 7 類)
- かみそり及び髭剃り装置，爪切り(手で使うもの)，マニキュア用及びペディキュア用の金属製用具及び器具(第 8 類)
- 電気を使う料理器具(第 11 類)
- 化粧鏡(第 20 類)

第 22 類

ロープ，ひも，網，テント，日よけ，防水布，帆，袋(他類に含まれないもの)。詰物用材料(弾性ゴム製又はプラスチック製のものを除く。)。織物用原料繊維

注釈

第 22 類には，主として，ロープ及び帆製品，詰物用材料並びに織物用原料繊維が含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- 天然若しくは人工の織物用繊維，紙又はプラスチックのひも及び撚りひも

本類には，特に，次が含まれない。

- 一定の網及び袋(アルファベット順商品一覧参照)
- 楽器の弦(第 15 類)

第 23 類

織物用の糸及び撚糸

第 24 類

他類に属さない織物及び織物製品。ベッド及びテーブルカバー

注釈

第 24 類には，主として，家庭用織物(反物)及び織物カバーが含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- 紙製のベッド用リネン

本類には，特に，次が含まれない。

- 一定の特殊な織物(アルファベット順商品一覧参照)
- 医療用(第 10 類)及び非医療用(第 11 類)の電気毛布
- 紙製のテーブルリネン(第 16 類)
- 馬用毛布(第 18 類)

第 25 類

衣類，履物，かぶり物

注釈

本類には，特に，次が含まれない。

- 一定の特殊な用途の衣類及び履物(アルファベット順商品一覧参照)

第 26 類

レース及びししゅう，リボン及び組みひも。ボタン，かぎホック，ピン及び針。造花

注釈

第 26 類には，主として，ドレスメーカー用品が含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- ジッパー

本類には，特に，次が含まれない。

- 一定の特殊な種類のホック(アルファベット順商品一覧参照)
- 一定の特殊な種類の針(アルファベット順商品一覧参照)
- 織物用の糸及び撚糸(第 23 類)

第 27 類

じゅうたん，ラグ，マット及びマット材料，リノリウム及びその他の床用敷物。壁かけ(織物製以外のもの)

注釈

第 27 類には，主として，既に建築されている床及び壁の付属品として追加する製品が含まれる。

第 28 類

ゲーム用品及び玩具。他類に属さない体操及び運動用品。クリスマスツリー用装飾品

注釈

本類には，特に，次が含まれる。

- 釣り道具
- さまざまなスポーツ及びゲーム用の用具

本類には，特に，次が含まれない。

- クリスマスツリー用口ウソク(第 4 類)
- 潜水用具(第 9 類)
- テレビ受信機専用の娯楽装置(第 9 類)
- クリスマスツリー用電灯(花飾り)(第 11 類)
- 遊戯用カード(第 16 類)
- 魚網(第 22 類)
- 体操運動用衣類(第 25 類)
- クリスマスツリー用砂糖菓子及びチョコレートの装飾物(第 30 類)

第 29 類

食肉，魚，家禽及び獵鳥獸の肉。肉エキス。保存処理，乾燥処理及び調理した果実及び野菜。ゼリー，ジャム，フルーツソース。卵，ミルク及び乳製品。食用油及び脂肪

注釈

第 29 類には，主として，消費用又は保存用に加工した動物並びに野菜及びその他の園芸食用生産物からの食品が含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- 牛乳飲料(牛乳が主たる成分であるもの)

本類には，特に，次が含まれない。

- 植物からの一定の食品(アルファベット順商品一覧参照)
- ベビーフード(第 5 類)
- 医療用栄養剤(第 5 類)
- サラダドレッシング(第 30 類)
- 孵化用受精卵(第 31 類)
- 飼料(第 31 類)
- 生きている動物(第 31 類)

第 30 類

コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー。小麦粉及び穀物調製品，パン，ペーストリー及び菓子，氷菓。蜂蜜，糖蜜。酵母，ベーキングパウダー。塩，からし。酢，ソース(調味料)。香辛料。氷

注釈

第 30 類には，主として，消費用又は保存用に加工した植物からの食品及び食品の風味を増すための補助物が含まれる。

本類には，特に，次が含まれる。

- コーヒー，ココア又はチョコレートをベースとする飲料
- 人による消費用に加工した穀物(たとえば，オート麦フレーク及び他の穀物で作ったフレーク)

本類には，特に，次は含まれない。

- 植物からの一定の食品(アルファベット順商品一覧参照)
- 食品以外のものを保存するための塩(第 1 類)
- 薬用茶及び医療用栄養剤(第 5 類)
- ベビーフード(第 5 類)
- 原料穀物(第 31 類)
- 飼料(第 31 類)

第 31 類

農業，園芸，林業の生産物及び他類に属さない穀物類。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子，自然の植物及び花。飼料。麦芽

注釈

第 31 類には，主として，摂取用に加工されていない土地からの産物，生きている動物及び植

物並びに飼料が含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 原料木材
- 原料穀物
- 孵化用受精卵
- 軟体動物及び甲殻類(生きているもの)

本類には、特に、次が含まれない。

- 微生物培養体及び医療用ヒル(第 5 類)
- 半加工木材(第 19 類)
- 人工釣り餌(第 28 類)
- 米(第 30 類)
- タバコ(第 34 類)

第 32 類

ビール。ミネラルウォーター、炭酸水及びアルコールを含まないその他の飲料。果実飲料及び果実ジュース。シロップ及びその他の飲料用調製品

注釈

第 32 類には、主として、アルコールを含まない飲料及びビールが含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- アルコールを抜いた飲料

本類には、特に、次が含まれない。

- 医療用飲料(第 5 類)
- ミルク飲料(ミルクが主たる成分であるもの)(第 29 類)
- コーヒー、ココア又はチョコレートがベースとなっている飲料(第 30 類)

第 33 類

アルコール飲料(ビールを除く。)

注釈

本類には、特に、次が含まれない。

- 医薬飲料(第 5 類)
- 非アルコール飲料(第 32 類)

第 34 類

タバコ。喫煙用具。マッチ

注釈

本類には、特に、次が含まれる。

- タバコ代用品(医療用のものを除く。)

本類には、特に、次が含まれない。

- 医療用のタバコ以外のシガレット(第 5 類)
- 貴金属製の一定の喫煙用具(第 14 類)(アルファベット順商品一覧参照)

サービス

第 35 類

広告。事業の管理。事業の運営。事務処理

注釈

第 35 類には、主として、主に次の目的をもって人又は組織が提供するサービスが含まれる。

- (1) 営利事業の実施若しくは管理における支援、又は
- (2) 工業若しくは商業の企業の営業若しくは営利事業の管理における支援並びに主としてすべての伝播手段を用いるすべての種類の商品若しくはサービスに関する公衆への通信、宣言若しくは発表を行なう広告事業所が提供するサービス

本類には、特に、次が含まれる。

- 他の者のために多様な商品を集めて(商品の輸送を除く。)、顧客が容易にこれら商品を調べて購入することができるようにすること
- 通信文書及び登録文書の記録、複写、作文、編纂又は分類並びに数理的又は統計的データの開発又は編纂から成るサービス
- 広告代理店のサービス及び説明書の直接若しくは郵便による配送又は見本の配送などのサービス。本類は、銀行貸付又はラジオによる広告にかかるサービスなど、その他のサービスに関連する広告を指す場合がある。

本類には、特に、次が含まれない。

- 主たる機能がいわゆる営利企業の商品の販売である企業の活動
- 商業又は工業企業の事業の実施又は管理に直接関係しない技師の評価及び報告などのサービス(アルファベット順サービス一覧参照)
- 事業の実施に関連しない専門的相談及び計画の作成(第 42 類)

第 36 類

保険。財政業務。金融業務。不動産業務

注釈

第 36 類には、主として、財政及び金融業務において提供されるサービス並びにすべての種類の保険契約に関連して提供されるサービスが含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 財政及び金融業務に関連するサービス。次から成る。
 - (a) すべての銀行業事業所又は為替ブローカー若しくは手形交換サービスなどこれらに関連する機関のサービス
 - (b) 信用協同組合、個人金融会社、金貸し業者など、銀行以外の信用機関のサービス
 - (c) 持株会社による「投資信託」サービス
 - (d) 株式及び資産を扱うブローカーのサービス
 - (e) 被信託人が保証する金融業務に関連するサービス
 - (f) トラベラーズチェック及び信用状の発行に関連して提供されるサービス
- 建築物の不動産管理人のサービス、すなわち、賃貸若しくは評価又は融資のサービス
- 保険業に従事するエージェント又はブローカーが提供するサービスなどの保険にかかるサービス、被保険者に対して提供されるサービス及び保険引受けサービス

第 37 類

建築物の建設。修理。取付けサービス

注釈

第 37 類には、主として、恒久的建築物の建設において請負業者又は下請業者が提供するサービス並びに物体の原状の回復又は物体の物理的若しくは化学的性質を変えることのない保存に従事する者又は組織が提供するサービスが含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 建築物，道路，橋梁，ダム又は送電線の建設に関連するサービス及び塗装工，配管工，暖房装置据え付け工又は屋根職人のサービスなど建設の分野を専門とする事業のサービス
- 建設計画書の検査などの建設サービスに付随するサービス
- 造船にかかるサービス
- 工具又は建築材料の賃貸借にかかるサービス
- 修理サービス，すなわち，摩損，損傷，悪化又は部分的破壊の後に物体を良好な状態に戻すサービス(欠陥が生じて原状に戻す必要がある建築物又はその他の物体の修復)
- 電気，家具，器具，工具等の分野の修理サービスなどさまざまな修理サービス
- 性質を変えることなく物体を原状で保存するための保守サービス(本類と第 40 類との間の相違については，第 40 類の注釈参照)

本類には、特に、次が含まれない。

- 衣類又は乗物などの商品の保管にかかるサービス(第 39 類)
- 布又は衣類の染色に関連するサービス(第 40 類)

第 38 類

電気通信

注釈

第 38 類には、主として、少なくとも 1 名の者が感覚手段により他人と通信することを可能にするサービスが含まれる。このサービスには、次のサービスが含まれる。

- (1) ある者が他人に話すことを可能にするもの
- (2) ある者から他人にメッセージを伝達するもの
- (3) ある者に他人との口頭又は視覚による通信を行なわせるもの(ラジオ及びテレビジョン)

本類には、特に、次が含まれる。

- 基本的にラジオ又はテレビ番組の伝播にかかるサービス

本類には、特に、次が含まれない。

- ラジオ広告サービス(第 35 類)

第 39 類

輸送，商品の包装及び保管。旅行関連業務

注釈

第 39 類には、主として、人又は商品のある場所から他の場所への輸送(鉄道，道路，水路，空路又はパイプラインによるもの)において提供されるサービス及びかかる輸送と必然的に関連するサービス並びに商品の保存又は見張りのための倉庫その他の建築物での保管に関連するサービスが含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 輸送者が用いる駅、橋梁、鉄道フェリー等を操業する企業が提供するサービス
- 輸送用乗物の賃貸借に関連するサービス
- 引き船、荷降し、港湾及びドックの操業並びに沈没船及びその貨物の引き揚げに関連するサービス
- 空港の操業に関連するサービス
- 出荷前の商品の梱包及び区分けに関連するサービス
- ブローカー及び旅行代理店による旅行又は商品の輸送についての情報、運賃、時刻表及び旅行方法に関連する情報にかかるサービス
- 輸送前の乗物又は商品の検査に関連するサービス

本類には、特に、次が含まれない。

- 説明書の配布又はラジオ広告など、輸送事業の広告に関連するサービス(第 35 類)
- ブローカー又は旅行エージェントによるトラベラーズチェック又は信用状の発行に関連するサービス(第 36 類)
- 人又は商品の輸送の間の保険(商業、火災又は生命)に関連するサービス(第 36 類)
- 乗物の保守及び修理又は人若しくは商品の輸送に関連する物体の保守若しくは修理により提供されるサービス(第 37 類)
- 旅行エージェント又はブローカーによるホテル予約に関連するサービス(第 42 類)

第 40 類

材料の処理

注釈

第 40 類には、主として、他類に属さないサービスであって物体又は無機若しくは有機物質の機械的又は化学的な処理又は変化により提供されるものが含まれる。

分類上、標章は、他人のために処理又は変化が実施される場合にのみ、サービスマークとみなされる。物質又は物体を処理し又は変化させた者により当該物質又は物体が販売されるすべての場合に、標章は、商標とみなされる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 物体又は物質の変化及びその基本的な性質の変化を伴うプロセス(たとえば、衣類の染色)に関連するサービス。したがって、保守サービスは、一般的には第 37 類に属するが、このような変化を伴う場合は(たとえば、自動車のバンパーのクロム鍍金)、第 40 類に含められる。
- 物質又は建築物以外の物体の生産の際に行なわれる材料処理サービス。たとえば、研磨又は金属コーティングによる切断、成型、磨きを伴うサービス

本類には、特に、次が含まれない。

- 修理サービス(第 37 類)

第 41 類

教育。訓練の提供。娯楽。スポーツ及び文化活動

注釈

第 41 類には、主として、人又は動物の心的能力の発達のために人又は機関が提供するサービス及び楽しませ又は関心を引くためのサービスが含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- すべての形態の人の教育又は動物の訓練にかかるサービス
- 人の娯楽，気晴らし又はレクリエーションを基本的目的とするサービス

第 42 類

飲食物の提供。一時宿泊。医療，衛生及び美容の世話。獣医及び農業上のサービス。法律サービス。科学上及び産業上の研究。コンピュータ・プログラミング。他類に分類できないサービス

注釈

第 42 類には、他類に分類できないすべてのサービスが含まれる。

本類には、特に、次が含まれる。

- 宿泊設備，部屋及び食事についてホテル，下宿屋，旅行者キャンプ，民宿，観光牧場，サナトリウム，療養所，予後保養所が提供するサービス
- 基本的に摂取のために準備された食べ物又は飲み物の提供に従事する事業所が提供するサービス。このようなサービスは，レストラン，セルフサービス・レストラン，軽食店等が提供する。
- 個人のニーズを満たす事業所が提供するサービス。このようなサービスには，社交エスコート，美容院，理髪店，葬儀場及び火葬場などが含まれる。
- 組織の一員としての人々が個別的に又は集団的に提供する高度の精神活動を要し，かつ，人の活動の複雑な分野の理論的又は実際の側面に関連するサービス。奥深く幅広い大学教育又は同等の経験を有する人が提供するサービス。技師，化学者，物理学者等の職業に従事する者が提供するサービスは本類に含まれる。
- 旅行者のためにホテルを確保する旅行エージェント又はブローカーのサービス
- 評価，見積り，研究及び報告に従事する技師のサービス
- 組合がその構成員に提供する(他類に属さない。)サービス

本類には、特に、次が含まれない。

- 営利事業の営業又は操業において直接支援を与える専門サービス(第 35 類)
- 旅行代理店が提供する旅行者のためのサービス(第 39 類)
- オーケストラ又はオペラの歌手又はダンサーの演技(第 41 類)